



# 島根県報

平成23年5月17日（火）

第2,290号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（ 〃 ）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	2
保安林の指定	（森林整備課）	3
解除予定保安林	（ 〃 ）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	4
国土調査の指定	（用地対策課）	4
建築基準法の規定による道路の位置の指定	（建築住宅課）	4

### 【特定調達公告】

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務に係る随意契約の相手方等	（税務課）	4
-----------------------------------	-------	---

### 【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体		5
--------------------------------------	--	---

### 【内水面漁管委指示】

あゆの採捕の禁止		6
----------	--	---

**告 示****島根県告示第351号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団 翠光会	短期入所生活介護	あかりの里高浜	出雲市里方町795番地	平成23年 5月 1日
	介護予防短期入所生活介護			

**島根県告示第352号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ホームケア 島根	居宅介護支援	有限会社 ホームケア 一島根 居宅介護支援 事業所 きらく	簸川郡斐川町大字上直江 2139-135番地	平成23年 5月 1日

**島根県告示第353号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
神庭 悠介	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成23年 4月27日
植村 佑介	神経内科	松江生協病院	松江市西津田8丁目8-8	平成23年 4月27日
合田 義弘	外科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成23年 4月27日
保坂 成俊	内科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成23年 4月27日
重富 悠乃	内科	六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368-4	平成23年 4月27日

**島根県告示第354号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
株式会社山藤薬局黒川支店	浜田市黒川町210番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成23年 5月 1日
安来中央薬局	安来市今津町670番地の 3	育成医療 更生医療	平成23年 5月 1日

**島根県告示第355号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所  
大田市三瓶町野城字上天府イ696
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期歳以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第356号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市弥栄町三里ロ452-8、ロ453-11からロ453-14まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
林道用地とするため

**島根県告示第357号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

**島根県告示第358号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成23年 5月 9日	津和野町	中座工区③地区	告示の日から平成24年 3月31日まで
平成23年 5月 9日	津和野町	日原工区①地区	告示の日から平成26年 3月31日まで

**島根県告示第359号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 道路の位置

簸川郡斐川町大字富村1269番 4

## 2 道路の幅員

6.00メートル

## 3 道路の延長

73.66メートル

## 4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、金属標、道路側溝により標示する。

## 5 指定の年月日及び番号

平成23年 5月10日 第1号

## 備考

別紙図面は、出雲県土整備事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平

成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成23年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 田上 正史

島根県松江市学園南2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

40,748,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

## 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第50号

次の団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成23年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 5月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
高野成俊後援会	安藤 幸雄	高野 美穂	出雲市稗原町696
杉谷寿之後援会	杉谷 桂子	渡部 節子	出雲市大社町杵築南1451
全国障害者団体連合会	高橋 秀明	高橋 秀明	松江市乃木福富町592
長島伸一後援会	池田 克俊	長島 千代子	安来市広瀬町下山佐2576
中村はるひろ後援会	木村 晴吉	高木 健治	松江市灘町132
日本医道倫理調査会	高橋 秀明	高橋 秀明	松江市学園南1-7-30
福間としお後援会	福間 俊夫	福間 和子	松江市玉湯町玉造1409-11
増田ようすけ会	増田 洋祐	増田 洋祐	出雲市神門町616
山崎正幸後援会	中西 正義	嘉本 正夫	雲南市大東町下久野636
山根義信後援会	寺本 光義	山根 隆信	大田市仁摩町仁万1079
吉田十二後援会	吉田 泰子	吉田 泰子	隠岐郡隠岐の島町原田584

**内 水 面 漁 場 管 委 指 示****島根県内水面漁場管理委員会指示第23-2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、あゆの繁殖保護を図るため次のとおりあゆの採捕を禁止する。

平成23年 5月17日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

禁止する河川	禁止する期間
田儀川及び小田川	平成23年から平成25年までの毎年5月20日から6月20日まで。ただし、手釣り及びさお釣りを除く。
益田川（益田市昭和町昭和橋下流端から同市乙吉町雪舟橋下流端まで）	平成23年から平成25年までの毎年10月6日から11月30日まで